とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「矯正施設に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。

5　［略］

（更生緊急保護の実施の基準）

第百十五条　法第八十五条第一項に規定する更生緊急保護（以下「更生緊急保護」という。）は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。

2　［略］

（更生緊急保護の申出等）

第百十八条　保護観察所の長は、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により法第八十六条第一項に規定する申出をさせなければならない。

2　検察官又は矯正施設の長は、法第八十五条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。	とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。
5　［同上］	5　［同上］
（更生緊急保護の実施の基準）	（更生緊急保護の実施の基準）
第百十五条　法第八十五条（売春防止法第三十一条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する更生緊急保護（以下「更生緊急保護」という。）は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。	**第百十五条**　法第八十五条（売春防止法第三十一条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する更生緊急保護（以下「更生緊急保護」という。）は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。
2　［同上］	2　［同上］
（更生緊急保護の申出等）	（更生緊急保護の申出等）
第百十八条　保護観察所の長は、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により法第八十六条（売春防止法第三十一条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する申出をさせなければならない。	**第百十八条**　保護観察所の長は、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により法第八十六条（売春防止法第三十一条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する申出をさせなければならない。
2　検察官又は矯正施設の長は、法第八十五条第一項各号に掲げる者（売春防止法第三十一条の規定により法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなされる者を含む。）について、刑事上の手続、保護処分又は補導処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。	2　検察官又は矯正施設の長は、法第八十五条第一項各号に掲げる者（売春防止法第三十一条の規定により法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなされる者を含む。）について、刑事上の手続、保護処分又は補導処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。
［3・4　同上］	［3・4　同上］

（更生保護委託費支弁基準の一部改正）

第七条　更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（この省令の趣旨）	（この省令の趣旨）
第一条　更生保護法（以下「法」という。）第八十五条第三項の規定に基づく委託によって生ずる費用の支弁については、この省令の次条から第十九条の二までに定めるところによる。	**第一条**　更生保護法（以下「法」という。）第八十五条（売春防止法第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第三項の規定に基づく委託によって生ずる費用の支弁については、この省令の次条から第十九条の二までに定めるところによる。
（補導援護及び応急の救護についての準用）	（補導援護及び応急の救護についての準用）
第二十条　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。	**第二十条**　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。

（法務省組織規則の一部改正）

第八条　法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　［略］	第一節　［同上］